

議案第 38 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「、第15条の8及び第64条」を「及び第15条の8」に改め、同項第3号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第4号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第5号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第6号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第7号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第9号を削る。

附則第7項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第17項中「第31項」を「第30項」に改める。

附則第28項の前の見出し中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和5年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項中「のうち、自家用の乗用のもの」及び「、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

附則第29項を削る。

附則第30項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該

ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第31項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項を附則第30項とし、附則中第32項を第31項とし、第33項を第32項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小田原市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を

改正する法律（令和５年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第１５条第３項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

５ 新条例附則第２８項から第３０項までの規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

６ 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

７ 平成２９年４月１日から令和５年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和５年３月３１日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法が一部改正され、一定の環境性能を有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率に係る軽減措置が延長されることに伴う所要の措置を講ずる等に当たり、特に緊急を要するため専決処分するものであります。